

廃品回収業者とのトラブルに注意!

2018年12月15日号

「不用品を回収するという巡回業者が車で近くにきたので、不要になったビデオデッキの回収を依頼したところ、リサイクル料金として2000円請求された。リサイクル料金がかかるのだろうか」といった相談があります。

年末年始、不用品等を処分する際によくあるトラブルです。ビデオデッキは家電リサイクル法の対象ではないため、法律で定めるリサイクル料金は発生しません。洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、テレビはリサイクルの対象でリサイクル料金が必要となります。

廃品回収業者に不当な料金を請求されたといった事例もあるので、家庭の不用品や廃棄物の処分方法が不明な方は、ごみ減量推進課（53-1400）で確認しましょう。

困ったことがあれば、城陽市消費生活センターにご相談ください。